松原市防犯灯設置及び維持管理補助要綱

（昭和５７年９月１日）
改正　昭和５８年８月１日
改正　昭和６２年９月１日
改正　平成　２年４月１日
改正　平成　５年４月１日
改正　平成　６年４月１日
改正　平成　７年４月１日
改正　平成１１年４月１日
改正　平成１２年７月１日
改正　平成２２年４月１日
改正　平成２３年１０月１日
改正　平成２５年１２月２５日
改正　平成３１年４月１日

（目的）

第１条　この要綱は、松原市補助金等交付規則（昭和５０年規則第６号。以下「規則」という。）第１１条の規定に基づき、防犯灯の設置及び維持管理をする者に対する補助金の交付について必要な事項を定め、防犯灯の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

（補助対象）

第２条　補助の対象となる防犯灯は、公共の用に供することを目的として町会及びこれに準ずると市長が認めるもの（以下「町会等」という。）が設置し、又は維持管理しているものとする。ただし、防犯灯設置に係る補助については、ＬＥＤ灯（ＬＥＤ灯に準ずると市長が認めるものを含む。以下同じ。）のみを対象とする。

（補助金の額）

第３条　防犯灯設置に係る補助金の額は、次の経費の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）とする。ただし、１灯につき２０，０００円を限度とする。

（１）　器具の購入費
（２）　器具の取付工事費
（３）　その他設置に必要な費用

２　防犯灯維持管理の補助金の額は、防犯灯の維持管理に伴う当該年度の電気料金の総額とする。

３　前項の電気料金については、当該年の９月分の電気料金に１２を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を当該年度の総額とみなすものとする。

第４条　前条第１項の規定にかかわらず、３０メートル以上の区間で、防犯灯、住宅等の照明がないところにおいて、その間に防犯灯を設置する場合の補助金

の額は、前条第１項各号に掲げる経費に相当する額とする。ただし、１灯につき１００，０００円を限度とする。

（交付申請）

第５条　防犯灯設置についての補助金を受けようとするときは、町会等の代表者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１）　防犯灯設置補助金交付申請書

（２）　その他市長が必要と認める書類

２　防犯灯維持管理費の補助を受けようとするときは、町会等の代表者は、毎年１０月末日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、書類の提出が１１月１日以降であっても、提出が遅れたことについて正当な理由があると市長が認めたものについては、この限りでない。

（１）　防犯灯維持管理費補助金交付申請書

（２）　９月分の電気料金の領収書若しくは領収書の写し又は９月分以外の電気料金の領収書であって市長が認めるもの

（３）　防犯灯の所在箇所を示す位置図

（４）　その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第６条　防犯灯設置に係る実績報告は、次の書類を添付しなければならない。

（１）　防犯灯設置書（別記様式）

（２）　防犯灯の設置箇所を示す位置図及び設置の状態を確認することができる写真

（３）　防犯灯設置に係る支払を証する書類又はその写し

（その他）

第７条　防犯灯の維持管理について、他の措置により補助金等の交付を受ける場合は、この要綱を適用しない。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、昭和５７年９月１日から施行する。

（昭和５６年度までの事業の経過措置）

２　この要綱は、昭和５７年度に係る事業から適用し、昭和５６年度までに係る事業については、なお従前の例による。

（昭和５７年度交付申請の特例）

３　昭和５７年度の交付申請にあっては、第５条第２項の規定にかかわらず同項中「１０月末日」とあるのは「１２月２８日」と、「９月」とあるのは「１０月」と読み替えて適用する。

（平成２３年１０月１日から平成２４年３月３１日までの間における設置補助金の額の特例）

４　平成２３年１０月１日から平成２４年３月３１日までの間において、大阪府防犯灯ＬＥＤ化促進事業補助金交付要綱（平成２３年４月１日施行）の規定により補助対象となるＬＥＤ防犯灯を設置する場合の設置補助金の額は、第３条

第１項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる経費の合計額とする。ただし、同項各号に掲げる経費の合計額の２分の１の額（２１，０００円を上限とする。）と２０，０００円の合計額に、設置する防犯灯の灯数を乗じて得た金額を補助限度額とする。

（平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間における防犯灯の維持管理に伴う電気料金の総額の特例）

5　平成３１年度の防犯灯の維持管理に伴う電気料金は、第３条第３項の規定にかかわらず、当該年の９月分の電気料金に１２を乗じて得た額と、当該年の９月分の電気料金から同月の消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）を減じた額に５を乗じ、消費税増額分として更に０．０２を乗じて得た額の合計を総額とみなすものとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、昭和５８年８月１日から施行する

（昭和５７年度までの経過措置）

2　この要綱は、昭和５８年度に係る事業から適用し、昭和５７年度までに係る事業については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、昭和６２年９月１日から施行する。

（昭和６１年度までの事業の経過措置）

2　この要綱は、昭和６２年度に係る事業から適用し、昭和６１年度までに係る事業については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成２年４月１日から実施する。

（平成元年度までの事業の経過措置）

2　この要綱は、平成２年度に係る事業から適用し、平成元年度までに係る事業については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

1　この要綱は、平成５年４月１日から実施する。

（平成４年度までの事業の経過措置）

2　この要綱は、平成５年度に係る事業から適用し、平成４年度までに係る事業については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成６年４月１日から実施する。

（平成５年度までの事業の経過措置）

２　この要綱は、平成６年度に係る事業から適用し、平成５年度までに係る事業については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は平成７年４月１日から実施する。

（平成６年度までの事業の経過措置）

２　この要綱は、平成７年度に係る事業から適用し、平成６年度までに係る事業については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成１１年４月１日から実施する。

（平成１０年度までの事業の経過措置）

２　この要綱は、平成１１年度に係る事業から適用し、平成１０年度までに係る事業については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成１２年７月１日（以下「実施日」という。）から実施する。

２　この要綱は、平成１２年度に係る事業から適用し、平成１１年度までに係る事業については、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成２２年４月１日(以下「実施日」という。)から実施する。

（経過措置）

２　改正後の松原市防犯灯設置及び維持管理補助要綱の規定は、実施日以後に提出のある松原市補助金等交付規則（昭和５０年規則第６号。以下「規則」という。）第４条に規定する申請に係る補助金について適用し、実施日前に提出のある規則第４条に規定する申請に係る補助金について、なお従前の例による。

附　則

（実施期日）

この要綱は、平成２３年１０月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

この要綱は、平成２５年１２月２５日から実施する。

附　則

（実施期日）

この要綱は、平成３１年４月１日（以下「実施日」という。）から実施する。

（経過措置）

改正後の松原市防犯灯設置及び維持管理補助要綱の規定は、実施日以降に申請された防犯灯設置及び維持管理補助金について適用し、実施日前に申請された防犯灯設置及び維持管理補助金については、なお従前の例による。